

ご利用契約書

本契約は、株式会社「~~XXXXXXXXXX~~」
「~~XXXXXXXXXX~~」を乙とする。

《第1条》(締結の資格)

乙は、~~XXXXXXXXXX~~にあり、以下の事項を全て満たしていることを前提とする。

1. 社会的秩序と常識を備える方
2. 過去に当会を強制退会、登録抹消になっていない方
3. 年齢が20歳以上の方
4. 甲が契約を締結することに適切であると判断した方
5. 本契約を正しく理解された上で、同意し遵守される方
6. 甲が紹介する相手会員に対し、誠実に対応できる方

《第2条》(バックマージン)

相手会員より報酬を受けた際のバックマージンは以下の通り規定する。

1. 甲の紹介する相手会員より、乙に対する独占契約の申し込みがあった場合、乙は相手会員より得る金銭のうち毎回25%を甲に支払うものとする。
2. 乙より甲に支払われたバックマージンは、その性質及び名称の如何を問わず、一切を返還しないものとする。

《第3条》(前払いのバックマージン)

1. 乙が甲より紹介される相手会員との独占契約を希望する場合にはバックマージン前払いとしてあらかじめ甲に先払いするものとする。
2. 乙は1によりバックマージンの前払いをすることにより、その前払いされたバックマージンの額に達するまでは、本契約書第2項で定める甲へのバックマージンが全額免除され、相手会員より得る金額を全額受け取ることが出来る。

《第4条》(前払いバックマージンの取り扱い)

本契約書第3条により支払った前払いのバックマージンは、乙と甲の紹介する相手会員との独占解約を、当該前払いバックマージンを支払ったことにより当該独占契約の完遂を確約するものではないため、当該独占契約の完遂前に当該相手会員の責めに帰すべき事由により独占契約を受けたにもかかわらず紹介の継続が困難となった場合には、必然的に当該独占契約は消滅する。また、その場合であっても当該バックマージンは一切返還しない。ただし、下記の項目に該当する場合、甲はその金額を全額返還しなくてはならない。

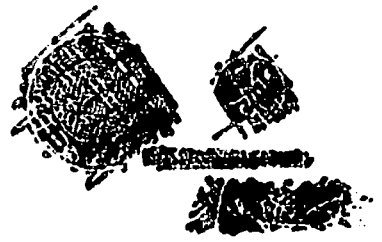
1. 乙が紹介を受ける予定であった当該相手会員が、不慮の事故により5年以上の長期入院および死亡したことを甲が確認した場合は紹介が困難であるとして、甲は第3条により乙が支払ったバックマージンを全額返還する。
2. 乙が甲へ第3条で定める前払いバックマージンを支払った後、2ヶ月を経過しても一度も紹介を受けられなかった場合は、甲は第3条にて乙が支払ったバックマージンの全額を返還する。
3. その他、甲が必要と判断した場合には、甲は第3条にて乙が支払ったバックマージンを全額返還する。
4. 上記に該当しない場合は、前払いのバックマージンは一切返還しない。

《第5条》(返還方法)

甲が第4条で規定する前払いバックマージンの返還を行う場合は、乙は甲の指定する返還請求依頼書を提出し、その際の双方、本契約関係者の状況に応じて甲は対応し、その後状況を記載した支払い計画書をもとに、甲に登録されている乙の連絡先および住所に返送もしくは返信する。当該支払計画は甲が決定する。その支払いに当たっては乙の指定する金融機関へ現金振込みとし、その振込みにより発生する手数料は甲が負担するものとする。

《第6条》(前払いバックマージンの立替)

前払いのバックマージンは、本契約書第4条で規定する通り独占契約の完遂前に相手会員の帰すべき事由により独占契約を受けたにもかかわらず紹介の継続が困難となった場合は一切返還されないが、その際に別の相手会員(以下「別会員」と)との独占契約を受けられる場合は、当該別会員との独占契約に対して支払うバックマージン(以下「BBKJ」)に対して、乙は返還されることの無くなった前払いのバックマージン分まで甲に立て替えさせること



を可能とし、その差額の支払いにより、当該別会員と独占契約を受けることが出来る。この場合、既に支払った前払いのバックマージンの方が、BBKより多かった場合、その差額は返還しないものとする。

《第7条》(立替の効果)

本契約第6条の前払いバックマージンの立替をした場合、次の効果があるものとする。

1. 当該相手会員と乙との独占契約以前の独占契約は完了したものとなる。
2. 乙は甲の立替分を含めて第2条の1に規定するバックマージンの支払いを免れる。
3. 本契約書と同内容の契約をあらたに締結したものとし、立替は乙の入金及び申し出を確認し、その日を契約締結日とする。
4. 甲は、立替分を乙の貸付金とは出来ず、その返済を求めることは出来ない。
5. 乙は立替をすると本状1に規定する通り当該別会員との独占契約前に支払った独占契約の前払いバックマージンの返還を希望するときは立替を希望せず、本契約第5条の通り返還の手続きを独占契約の継続が困難とされた日から5日以内に申請し、その申請があったときは、甲は速やかに乙へ異議ない分を返還しなくてはならない。乙が立替を希望した場合は、BBKより前に支払われた前払いバックマージンは一切返還しない。

《第8条》(立替の条件)

本契約書第6条の前払いバックマージンの立替をした場合は、次の効果があるものとする。

1. 乙自らが立替を希望し、乙からの要望があったとき
2. 独占契約の完遂前に相手会員の掃すべき理由により独占契約解消となったとき。

《第9条》(禁止される行為)

乙は、次の行為を行ってはならないものとする。

1. 甲を通じて知り合った相手会員と当会を介せず私的に交際する行為。
2. 他の会員、あるいは第三者のプライバシーを侵害する行為。
3. 他の会員、あるいは第三者を誹謗中傷、侮辱したり名誉を傷つける行為。
4. 営業活動、その他営利を目的とした行為、またはこれに類する行為。
5. 他の会員、第三者に迷惑や不利益を与えるなど甲が不適切と判断した行為。

《第10条》(契約の解除)

乙が以下のいずれかに該当する場合、甲は乙への通知・承諾無く本契約を解除できるものとする。この場合、乙から支払われた本契約第2条および第3条に規定するバックマージンは一切返還しないものとする。また、本契約解除後、甲に在籍中、甲の紹介により知り合った第三者とのトラブルに関しては、甲は一切の責任を負わないものとする。

1. 本契約第9条に違反する行為をした場合。
2. 乙に対して他会員からクレームがあり、甲の健全な運営に支障をきたすと甲が判断した場合。
3. 契約締結時の届け出ない内容に虚偽偽りがあったと甲が判断した場合。
4. 乙の所在が6ヶ月以上不在となった場合。
5. その他、会員としてふさわしくないと甲が判断した場合。
6. 甲または乙が破産した場合。

《第11条》(免責)

甲は、相手会員との関係で乙が被った事象について一切の責任を負わないものとする。ただし、本契約中に被った事象に関しては、既に支払いを受けた前払いバックマージンの金額の範囲内で本契約中に被った事象を保証する場合がある。

《第12条》(損害賠償)

乙が本契約中に違反した行為を行った場合、不正もしくは違法な行為によって甲に被害を与えた場合、甲は適切な対処を行うことができ、乙に対し損害賠償請求が出来るものとする。

《第13条》(クーリングオフ)

1. 甲及び乙は、本契約締結から10日間をクーリングオフ期間とすることを確認する。

2. 乙は、クーリングオフ期間中は、特段の理由なく本契約を解除できるものとし、本契約第3条において規定する前払いのバックマージンを甲は返還するものとする。

3. クーリングオフの受付は本契約書記載の甲の所在地及び連絡先とする。

《第14条》(個人情報の定義)

甲において個人情報とは、甲が乙より確認した氏名・住所・電話番号・生年月日・性別・その他の記述により、乙個人の特定が可能なものとして定義する。

《第15条》(個人情報の利用目的)

甲は、乙の個人情報を以下の目的以外には使用できないものとする。

1. 本人確認、連絡
2. 会員分析
3. 関連企業での情報共有
4. 営業活動

《第16条》(個人情報の開示)

甲は、警察・監督庁などにより会員情報開示要請がある場合を除き、第三者への会員個人の情報開示、提供を行わないものとする。

《第17条》(個人情報の安全管理)

甲は、個人情報の取り扱いに関する規定を整備し、従業員に周知・教育することで、個人情報を適切に取得・利用・提供する。また、取得した個人情報について、漏洩・滅失の防止、及び個人情報への不正アクセスを防止することに努めるものとする。

《第18条》(宣伝用写真の著作権)

甲が宣伝用に乙の写真などを撮影した場合、当該写真などの著作権は甲に属するものとする。

《第19条》(協賛事項)

本書に定めのない事項につき疑義が生じた際は、関連法令及び一般慣習に従い甲と乙との間で誠意を持って協議し、これを解決するものとする。

《第20条》(会員対応窓口)

甲は乙に対して誠実に対応するための対応窓口を設け、その連絡先と対応内容は次の通りとする。

連絡先 住所 [REDACTED]
電話 [REDACTED]
FAX [REDACTED]

対応内容

1. 入会金に対する内容
2. 営業に対する内容
3. クーリングオフに対する内容
4. 返金に対する内容
5. その他上記に付帯する一切の内容

《第21条》(特別返金)

前払いのバックマージンは、本契約第4条及び第5条、第7条の規定を除いて返還されないが、本契約第3条、第4条に規定する通り、甲が必要と認めるときは本契約第5条の返還方法をもって乙に甲が認めた範囲内で返還される。

《第22条》(双方努力)

甲乙は互いに良好な関係を築くために努力しなくてはならない。

1. 甲は乙に継続的に紹介できるようできる限りの範囲で広告をする。
2. 相手会員が独占契約の継続を望むのは、乙のサービスへの満足度が最大の要因であるため、乙は相手会員が満足するよう最大限のサービスを提供する。
3. 甲は、乙が紹介を受けた相手会員に対して、乙への独占契約を勧める。

████████████████████
████████████████████
████████████████████

《第23条》(契約の有効期限)

締結の日より2年間とする。ただし、期間満了3ヶ月以内に当該会員より更新拒絶の意思表示が無い場合、自動的に契約期間内容が延長されるものとする。

《第24条》(一時的な中断)

当サービスは、次のいずれかに該当すると弊社が判断した場合、一時的にサービスを中断することが可能であるとし、当サービス用のシステムに異常な事態が生じたなどの緊急時には、告知無く当システムを一時的に停止することができる。

1. 火災・停電などにより、当サービスの提供ができなくなった場合。
2. 地震・噴火・洪水・津波などの天災により、当サービスの提供ができなくなった場合。
3. その他、運営上・技術上、当サービスの一時的な中断が必要であると当クラブが判断した場合。

《第25条》(合意管轄)

本規定に関する紛争に関しては、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

平成 年 月 日

甲 所在地

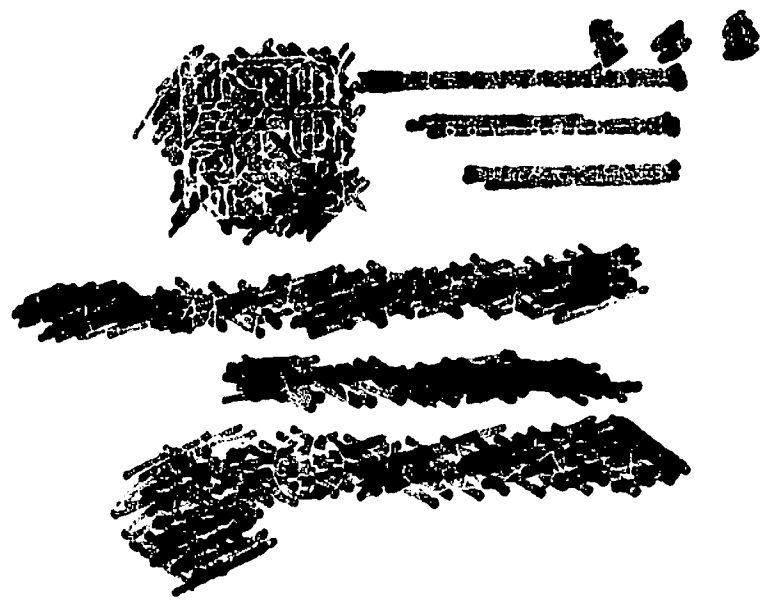
連絡先

名称

乙 所在地

連絡先

氏名



預託証明書

平成 年 月 日

当証明書は、弊社仲介にて貴殿にご契約いただいております相手会員様との件で、
〔預託金 拾万円〕をお預かりさせていただいておりますことを証明致します。

記

預け主

住所

氏名

預かり主

住所

名称

以上

上記に就き、弊社を以下「甲」、貴殿を「乙」として以下の条項を双方承諾するものとさせていただきます。

【第一条】

契約は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとし、契約期間満了時、「乙」の申し入れによる契約期間延長を双方同意の上可能とする。

【第二条】

「甲」は「乙」に対し契約期間満了時、及び相手会員との契約満了時に、速やかに預託金を返還する。

【第三条】

「甲」は「乙」に対し、金銭預託に関する対応窓口を設ける。

連絡先 03-

